

第5次総合計画の策定に関連する 計画について

都市計画マスタープラン

宮代町まち・ひと・しごと創生総合戦略

宮代町都市計画マスタープラン

第5次総合計画に合わせて新たなマスタープランを策定中 計画期間:令和3年~22年(20年)

都市計画マスタープランは、**人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備など**について将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。策定にあたり、用途地域や都市施設の検討などを行います。



• 用途地域の検討

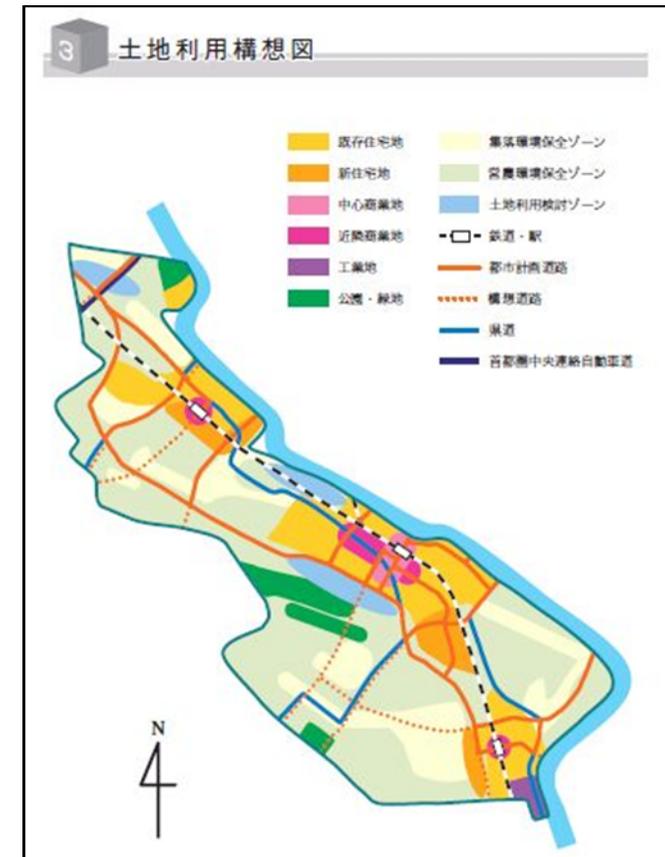
住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるなど、計画的な土地利用による良好な居住環境の形成について検討します。

• 都市計画事業の検討

道路や公園、上下水道など計画的な施設の整備について検討します。

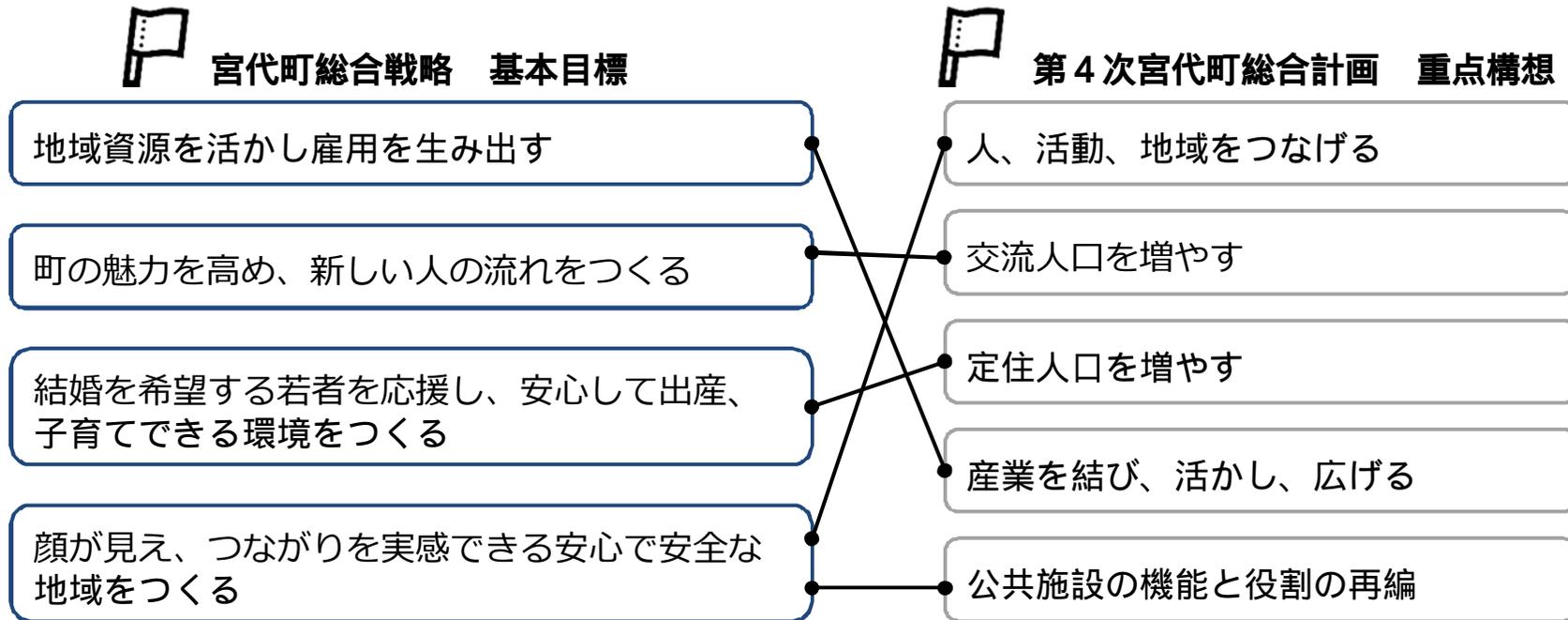
検討結果を反映

第5次総合計画「土地利用構想図」



国は、人口減少と地域経済の縮小対策を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年に制定し、具体的な対策を盛り込んだ「国の総合戦略」を策定。

国は、地方自治体においても総合計画とは別に総合戦略の策定を要請し、宮代町は平成27年に策定。



総合戦略と総合計画は、類似点が多く、総合戦略に多くの総合計画事業を位置づけ 19 / 22 (総合計画事業)

国は、総合戦略の計画期間が令和元年に終了することを受け、**第2期総合戦略の策定を準備**。地方自治体にも2期計画の策定を示唆

- 町は、**現行の総合戦略を1年延長**。
第5次総合計画と始期合わせ、同計画の内容を総合戦略へと反映し、**第2期総合戦略を策定する予定**

